

第 9 期の介護保険料について

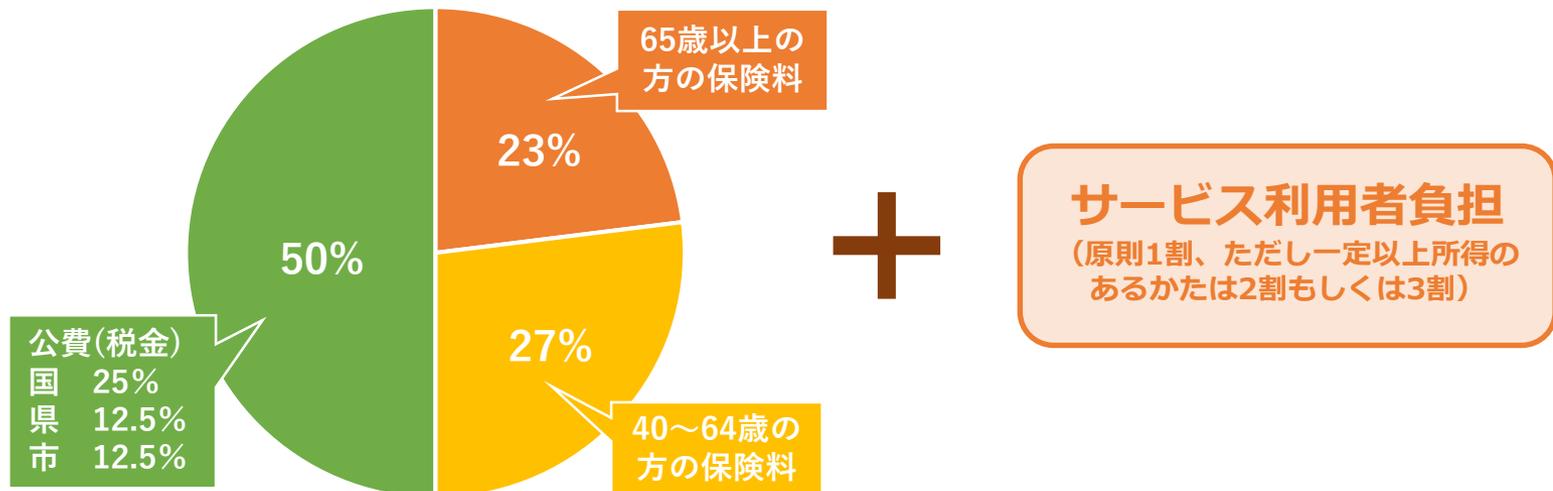
(令和 6 年度～令和 8 年度)

長崎市福祉部介護保険課 保険料係

介護保険料（令和6年度～令和8年度）を改定しました。

介護保険のしくみについて

- 40歳以上のかたは介護保険の被保険者となり、65歳以上のかたが第1号被保険者、40歳から64歳までのかたが第2号被保険者となります。
- 第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直され、被保険者は加入者として保険料を納めます。
- 介護が必要となった時には、要介護認定を申請し、費用の一部（原則1割、ただし一定以上の所得のあるかたは2割もしくは3割）を支払って介護サービスを利用します。
- 介護サービスにかかる費用は、下記の円グラフで示した財源割合で賄われています。



介護保険料（令和6年度～令和8年度）を改定しました。

第9期の介護保険料について

令和6年度から令和8年度の65歳以上のかたの保険料については、**基準額は、据え置きの年額81,600円（月額6,800円）**となります。
また、所得段階別の保険料はスライド5のとおりとなります。年間保険料の金額と納め方は、6月中旬にお届けする納入通知書などで詳しくお知らせします。

介護保険料の基準額とは・・・

65歳以上のかたの保険料の基準額は、所得段階別の保険料のもとになるもので、次のような算定式で設定します。

$$\begin{array}{l} \text{長崎市で必要な} \\ \text{介護サービスの} \\ \text{総費用} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{65歳以上の方} \\ \text{の負担分} \\ \text{(23\%)} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{長崎市に住む} \\ \text{65歳以上の方} \\ \text{の人数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準額} \end{array}$$

介護保険料（令和6年度～令和8年度）を改定しました。

第9期の介護保険料設定の考え方

長崎市では国の考え方に基づき介護保険料を設定しています。

第9期の保険料設定の考え方は次のとおりです。

- 今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、所得の低い方の保険料上昇の抑制を図る。
- 所得の高いかたの所得段階を細分化
- 所得の低いかたの保険料の軽減

介護保険料（令和6年度～令和8年度）を改定しました。

改定前と改定後の所得段階に係る介護保険料の比較

[第8期（R3～5）介護保険料]				改定前		[第9期（R6～8）介護保険料]					改定後	
所得段階	対象者		保険料		所得段階	対象者		保険料		増減額(年)		
	要件		掛け率 (対基準額)	年額		要件		掛け率 (対基準額)	年額			
第1段階	生活保護受給者等		0.3	24,500円	第1段階	同左	0.285	23,300円	▲1,200円			
	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等の合計額が80万円以下											
第2段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円超120万円以下		0.5	40,800円	第2段階	同左	0.485	39,600円	▲1,200円			
第3段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が120万円超		0.7	57,200円	第3段階	同左	0.685	55,900円	▲1,300円			
第4段階	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円以下		0.91	74,200円	第4段階	同左	0.9	73,400円	▲800円			
第5段階 (基準)	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額等が80万円超		基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)	第5段階 (基準)	同左	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)	—			
第6段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円未満		1.16	94,600円	第6段階	同左	1.2	97,900円	3,300円			
第7段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満		1.25	102,000円	第7段階	同左	1.3	106,000円	4,000円			
第8段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満		1.5	122,400円	第8段階	同左	1.5	122,400円	—			
第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満		1.75	142,800円	第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	138,700円	▲4,100円			
第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が400万円以上		2.0	163,200円	第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	155,000円	▲8,200円			
					第11段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	171,300円	8,100円			
第12段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満		2.3	187,600円	第12段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	187,600円	24,400円			
					第13段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が720万円以上	2.4	195,800円	32,600円			